

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に基づく

中山間地域振興行動指針

[平成29年4月]

平成30年8月改訂

鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局
とっとり暮らし支援課

目 次

第一章	行動指針の策定に当たって	1
1	行動指針の目的	1
2	行動指針の計画期間	1
3	中山間地域振興施策の推進	1
第二章	中山間地域振興の推進体制	2
1	県（中山間地域振興チーム）	2
2	市町村	2
3	県民等	2
4	鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	2
5	中山間地域の人材育成	3
6	日本財団と連携した取組	3
第三章	中山間地域振興に係る施策体系	5
1	中山間地域振興施策の考え方	5
2	中山間地域振興施策の全体像	5
第四章	重点的に取り組む施策及び目標指標（K P I）	7
1	災害に強い安全な中山間地域づくりの推進	7
2	安心な定住環境の確保及び充実	11
3	集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成	17
4	伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承等	20
5	他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力	21
6	中山間地域と都市部との共生	22
7	中山間地域の公益的な機能の維持増進等	23
8	中山間地域の特色を活かした産業の振興及び仕事の創出	25
9	移住の推進等による新たな人の流れの創出	29
10	教育、保育等の子育て環境の整備及び確保	33
第五章	施策横断的な取組	35
1	暮らしを守る小さな拠点の創出	35
2	農林地、宅地・建物の有効活用	36
3	コミュニティビジネス・地域資源の活用等による新たな産業の創出	37
参考	中山間地域の現状	38
1	中山間地域の人口・高齢化率・範囲等	38
2	平成28年山間集落实態調査の概要	39

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に基づく 「中山間地域振興行動指針」

第一章 行動指針の策定に当たって

1 行動指針の目的

本中山間地域振興行動指針（以下「行動指針」という。）は、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、県、市町村、県民等が連携・協力し、条例に掲げる重点的に取り組む施策について、その具体的な進め方や取組の方向性を示すものです。

また、本行動指針は近年の地方創生の取組と連携し、県に掲げる「鳥取県元気づくり総合戦略」のほか、中山間地域の各市町村が掲げる地方創生総合戦略の目標の実現を図ります。

2 行動指針の計画期間

この行動指針の期間は、鳥取県元気づくり総合戦略の終期と同様に、平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

3 中山間地域振興施策の推進（目標指標(KPI)とPDCAサイクルによる点検）

（1）目標指標（KPI）

行動指針において、中山間地域振興に関する施策の目標となる客観的な数値等を用いた目標指標（KPI）を設定します。

（2）PDCAサイクルによる点検

中山間地域振興施策を効率的、効果的に実施するため、行動指針の目標指標（KPI）の達成状況や施策の実施状況等について、PDCAサイクルによる検証を毎年度行います。

- P l a n** : 重点的に取り組む施策の具体的な進め方や、必要な施策及び目標指標（KPI）を設定した効果的な行動指針を策定します。
- D o** : 行動指針に基づく施策を実施します。
- C h e c k** : 目標指標の達成度を通じて、行動指針の成果を検証します。
- A c t i o n** : 検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて行動指針を改訂します。

第二章 中山間地域振興の推進体制

1 県（中山間地域振興チーム）

地域課題を把握し市町村と連携しつつ現場での即応性の高い課題解決へと繋げるため、東部振興監、中部総合事務所及び西部総合事務所に中山間地域振興チーム、日野振興センターに中山間地域振興担当を設置します。

中山間地域振興チームは、市町村ごとに任命されている地方創生コンシェルジュ（市町村の地方創生の取組等を応援するための県の窓口体制）と共に、以下の点について市町村の取組支援を行うと共に、市町村に共通する課題に対し新たな県施策の検討や県施策の見直しを行うこととします。

[中山間地域振興チームの役割]

- ・地域の遊休化施設等を活用し、介護予防、機能訓練、健康づくりのほか食事、買い物など地域の暮らしを支える様々なサービスの提供や世代間交流ができる多機能なコミュニティ拠点（小さな拠点）、地域住民の支え愛活動の拠点となる「共生ホーム」づくりの支援を行う。
- ・集落を越えた地域運営組織づくりを推進する。
- ・移住者を呼び込み地域を活性化しようとする地域ネットワーク組織・団体を支援する。
- ・「地域おこし協力隊」（総務省の制度で、都会から山間地等に移住し市町村の委嘱を受けて、農林地の保全などの地域活性化活動に取り組む若者）や「集落支援員」、県施策による小規模高齢化集落等への移住者など、今後の中山間集落を支えるリーダーとなる人材の定住に向けた支援を行う。

2 市町村

中山間地域をその区域に含む市町村は、住民に近い地域の振興を担う中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図ります。また、市町村自らが施策を講ずるに当たり、地域の実情を把握し、住民の主体的な取組を誘導するとともに、県やNPO、ボランティア、事業者、大学等多様な主体と連携を図りながら、施策に取り組むよう努めます。

また、自然環境、歴史、文化等の豊かさ、人と人、人と地域とのきずなの強さ、土地建物等その他の地域資源の有効活用を促進します。

3 県民等

県民等は、水源のかん養、洪水及び土砂崩壊の防止、大気浄化、農林水産物の供給、憩いの場や自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の広域的機能を中山間地域が有し、提供していること、また、都市部と中山間地域が相互に補完し合う関係であることに対する一層の理解を深め、それぞれの活動を通じて中山間地域を共に支え、活性化を目指す取組への参加及び協力を努めます。

4 中山間地域等活性化・移住定住促進協議会

民間の意見を取り入れつつ中山間地域の振興に関して移住定住促進の視点を加えながら全県対象で審議する「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」を設置します。

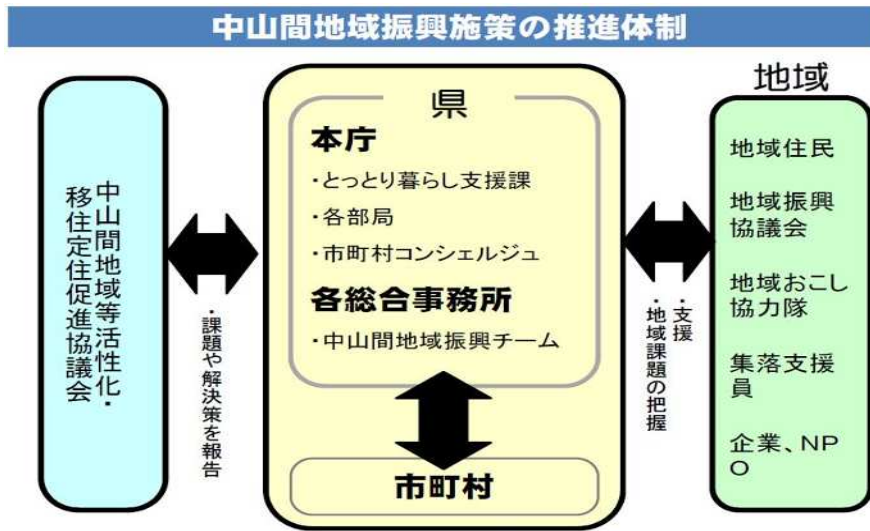
この協議会は、行動指針のPDCAサイクルの検証組織として位置付け、中山間地域振興施策の実施状況及び目標指標（KPI）の達成状況を検証します。

また、県内中山間地域の課題を踏まえ、地域の課題を施策に反映する議論を行います。

- (1) 調査審議事項 中山間地域等の振興及び移住定住の促進に関する事項
(主な審議事項) ・中山間地域での安全・安心な暮らしの実現
・地域おこし協力隊など地域の担い手の確保

- ・ 中山間地域振興施策の実施状況及び目標指標の達成状況の検証 等

(2) 委員構成 地域の活性化活動団体、移住者、商工・農業関係団体、高等教育機関などの10名程度で構成



5 中山間地域の人材育成

中山間地域振興チーム等は、中山間地域振興のリーダーとなる人材を養成するため、活動団体や市町村の集落支援員などを対象に、地域課題の取組や解決の手法を学ぶ講演会等を開催します。(東部・中部・西部・日野の各地域で実施)

加えて、県全体では、全県対象のリーダー研修に加えて、地域おこし協力隊を対象に、協力隊員相互のネットワークの形成と活動意欲の醸成を図るための研修・意見交換の実施や平成28年度に設置した「鳥取県地域おこし協力隊相談窓口」を通じた協力隊からの相談に対応します。

6 日本財団と連携した取組

県は、平成27年11月に日本財団と協定を締結し、「日本一のボランティア先進県～最少の人数で最大の社会貢献～」をコンセプト(現在は「暮らし日本一」の実現に変更)に、「みんなで支え合う社会づくり」、「みんなが活躍できる社会づくり」の実現に向け、中山間地域の生活支援・鳥取人材育成プログラム・鳥取助成プログラムなど、5年間にわたり9つのプロジェクトに共同で取り組むこととしています。これらのプロジェクトを県内各地に展開しながら、「小さな拠点」を形成することなどにより、中山間地域において人々が住み続けられる環境づくりを進めていきます。

プロジェクト全体像 “日本一のボランティア先進県”～最少の人数で最大の社会貢献～

みんなが支え合う社会づくり	みんなが活躍できる社会づくり
1. 中山間地域の生活支援 “住み慣れた地域での生活”を守る 2. 住民参加型の健康づくり “健康寿命日本一” 3. 難病の子供と家族の地域生活支援 “福祉・医療・教育の連携”	4. 競技場のバリアフリー化 “障がい者スポーツの拠点”になる 5. タクシーのユニバーサルデザイン化 “地域交通のモデル”をつくる 6. 働く障がい者を増やす “工賃3倍”から産業の担い手づくり
プロジェクトの推進	
7. 日本財団 鳥取人材育成プログラム “将来の担い手・リーダーを育てる” 8. 日本財団 鳥取助成プログラム “優れた活動の次のステージを応援” 9. 情報発信 “県の魅力の再発見・価値の創造”	

みんなが支え合う社会づくり

日本全体で、今後人口が減少し超高齢社会を迎えるなかで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

地域医療や生活支援サービスの展開、日常的に無理なくできる運動や体操を通じた健康づくりプログラムの推進、難病の子どもやその家族を支えるための福祉と医療の垣根を越えた地域医療の新しい体制づくり、これらの事業を、地域住民やNPO、医療関係機関等と連携しながら、「みんなが支え合う」社会の実現に向けた取り組みを進めます。

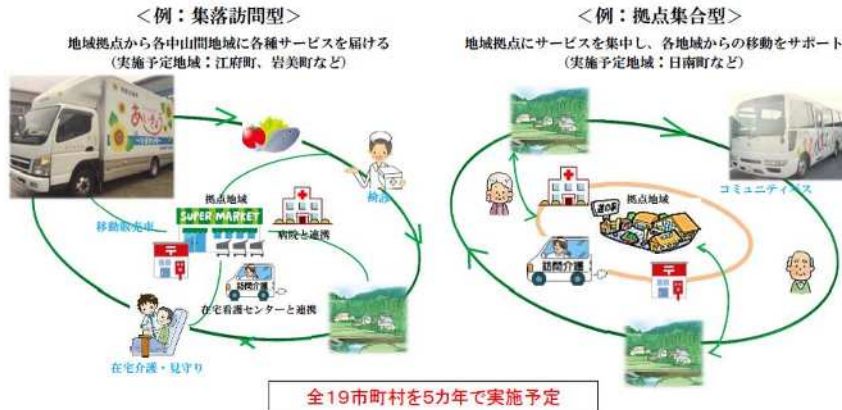
(総事業規模：約8.5億円/5年間)



1. “住み慣れた地域での生活”を守る 中山間地域の生活支援

みんなが支え合う社会づくり

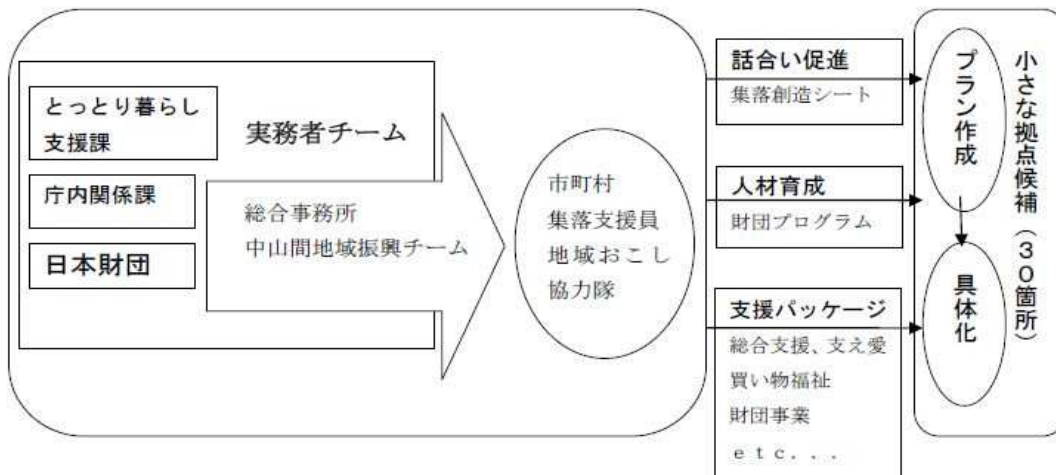
事業者が撤退し、生活に必要なサービスが不足している中山間地域に対し、各地域のニーズに合わせたオリジナルの生活支援サービスを構築（3地域でモデルづくり）



全19市町村を5カ年で実施予定

総額 約5億円

<小さな拠点の横展開のイメージ>



第三章 中山間地域振興に係る施策体系

1 中山間地域振興施策の考え方

中山間地域振興施策の展開にあたり、次の3項目を中山間地域振興施策の柱として、取り組んでいきます。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

鳥取県中部地震の発生を踏まえ、中山間地域振興の前提として、住み慣れた地域で安全に暮らすことができる「災害に強い安全な地域づくり」を推進します。

(2) 人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり

地方創生の取組が進み、国勢調査結果などから一定程度の人口減少が確実となっている状況を踏まえ「人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり」を推進します。

(3) 人口減少に歯止めをかける仕組みづくり

全国に先駆けた移住対策や子育て支援等の定住対策によって中山間地域の人口減少に一定の歯止めがかかっていることから、更なる「人口減少に歯止めをかける地域づくり」の取組を推進します。

2 中山間地域振興施策の全体像

中山間地域振興施策の考え方に則った、中山間地域振興施策の全体像は次のとおりです。

(1) 災害に強い安全な地域づくり

①災害に強い安全な中山間地域づくりの推進

- ア 災害への事前の備えの充実
- イ 周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立
- ウ 消防団や自主防災組織など消防防災体制の強化
- エ 防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点づくりの推進
- オ 産業又は生活基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備

(2) 人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり

②安心な定住環境の確保及び充実

- ア 生活交通の確保及び情報通信環境等の整備
- イ 保健医療サービス・福祉サービスの維持・充実及び健康の保持増進
- ウ 地域の見守り活動・防犯活動の推進
- エ 買い物の利便性の向上
- オ コミュニティビジネスの創出・展開

③集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成

- ア 地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の推進
- イ 地域づくりを行う人的・組織的ネットワークの構築
- ウ 周辺地域との連携及び共に支え助け合う仕組みの構築

④伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承等

⑤他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力

⑥中山間地域と都市部との共生

⑦中山間地域の公益的な機能の維持増進等

(3) 人口減少に歯止めをかける仕組みづくり

⑧中山間地域の特色を活かした産業の振興及び仕事の創出

- ア 農林業等の生産から販売までの体制強化
- イ 農林業等、商工業、観光業の連携による新たな産業の創出
- ウ コミュニティビジネスの創出・展開
- エ 再生可能エネルギー源の利活用

⑨移住の推進等による新たな人の流れの創出

- ア 人口減少の抑制及び移住定住する者の増加
- イ 地域産業を支える人材育成、企業誘致及び就業の場の確保
- ウ 農林地、宅地及び建物等の情報収集及び情報提供による有効活用

⑩教育、保育等の子育て環境の整備及び確保

第四章 重点的に取り組む施策及び目標指標(KPI)

県、市町村、県民等は、相互に連携・協力して次に掲げる施策に重点的に取り組みます。

1 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進

(1) 目標

災害に強い安全な中山間地域づくりを推進します。

(2) 重点的に取り組む施策

ア 災害への事前の備えの充実

住民の防災意識を高め、災害への事前の備えの充実を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・住民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した防災教育、出前講座等を実施
- ・6市町（岩美町、若桜町、智頭町、北栄町、江府町、倉吉市）において、住民主体による防災体制づくりのモデル事業を実施

＝課題＝

- ・平常時には自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時における共助の取組の指導や助言を行い得るリーダーの養成や、共助の取組に参画する住民を増やすことが必要。
- ・避難行動を迅速かつ適切に行うには、防災情報の提供や住民の風水害に対する意識向上が不可欠。
- ・災害発生時において誰が誰を助ける役割を担うのか認識の共有が必要。
- ・若い世代が不在となる昼間の災害発生などにも対応できる防災対策が必要。

[施策展開の方向性]

- ・住民の防災意識を高めるための防災教育、出前講座、講習会や防災イベントの開催
- ・自主防災組織の育成、強化とそのリーダーを担える人材の育成
- ・住民による自助・共助の取組（支え愛マップづくり、見守り活動など）の更なる拡大
- ・危険度や危険地域の把握につながるハザードマップの作成拡大

[主な施策]

- ・住民主体の防災体制づくり事業
地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりを支援する。
- ・地域防災リーダー養成事業（中部地震復興本部事務局、危機管理政策課、消防防災課）
防災士をはじめとする地域防災リーダーや避難所運営リーダーの養成とスキルアップを行う。
- ・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業
鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援を行う。
- ・県民と共に守る防災活動実践事業
県民の自助・共助の取組を推進し、地域の安全・安心を確保するため、鳥取県自主防災活動アドバイザーが自主防災組織に対して、助言・指導を行う。また、子育て世帯向け地域防災学習の実施を支援する。
- ・あんしんトリピーメールシステム運営事業
気象情報、震度情報、道路通行止情報などを登録者にメールで一斉配信する。併せて、

SNS、エリアメールなど多様な手段を用いて災害情報を提供する。

・適切な避難行動推進事業

住民の洪水時における適切な避難行動を促すため、中小河川等の浸水想定範囲の設定、河川監視カメラ等の設置、住民説明等による意識啓発を実施する。

・土砂災害防止推進事業、土砂災害防災意識啓発事業

住民の防災意識の向上を図るため、学校等への「防災教育」、地域や企業への「出前講座」や現地に出向いて住民とともに踏査・点検する「出前裏山診断」を行い、それらを通して支え愛マップづくりの支援等を行う。

イ 周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立

誰もが安心して生活できるよう、周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域住民の主体による独居高齢者、要介護者、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みづくり「支え愛マップづくり」を支援（H28年度末現在454地区で作成）
- ・中山間地域での暮らしを脅かす自然災害や鳥獣被害等から生活を守るために事前に行う除雪機の導入、雪囲いの設置等の取組に対して支援する。（除雪機導入6集落、9台）

＝課題＝

- ・災害時・緊急時の独居高齢者、要介護者、障がい者等の要支援者の情報共有が必要
- ・豪雪地域において、雪かきができない高齢者を支援する仕組みが必要
- ・災害時に孤立を心配する人の割合が増加

[施策展開の方向性]

- ・住民主体の自助・共助（支え愛マップづくり、見守り活動など）の取組の更なる拡大
- ・災害時における地域ぐるみの避難行動要支援者に対する市町村のサポート体制の推進
- ・福祉施設等の連携による福祉避難所運営の改善
- ・豪雪時の除雪ボランティア等など高齢者を支援する仕組みの構築
- ・災害に強い地域づくりを推進するため、住民団体、NPOなど多様な主体が自ら実施する様々な活動を支援

[主な施策]

- ・住民主体の防災体制づくり事業（再掲）
地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりを支援する。
- ・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業（再掲）
鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援を行う。
- ・支え愛マップを核とした地域防災力強化事業
地域住民が主体となった「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者、障がい者等の要支援者の災害時の避難誘導の仕組みづくり等を支援する。
- ・福祉避難所開設・運営体制整備事業
福祉分野の職能3団体を交えて、福祉支援チームも加わった福祉避難所の開設・運営の訓練を行い、その中で「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」の点検等を行う。
- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（安全・安心活動支援事業）
中山間地域で安心して暮らすため、集落及び集落を越えた広域的組織等による自然災害等から生活を守るための事前の取組や、見守り活動の取組を支援する。

- ・震災後へのふるさとづくり支援事業

鳥取県中部地震からの復旧・復興をさらに推し進め、復興の総仕上げを図るため、被災者に寄り添った生活復興支援体制を構築するとともに、まちなかの賑わい再生やコミュニティ強化による災害に強い地域づくり活動、住宅修繕に取り組むボランティア団体等を引き続き支援する。

- ・災害時における福祉支援機能強化事業

鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会と締結した災害時の応援協定に基づき、災害発生時に県内及び県外の被災地へ派遣する「災害時派遣福祉支援チーム」の実効性を確保するための研修等を行う。

ウ 消防団や自主防災組織など消防防災体制の強化

消防団及び自主防災組織など消防防災体制の強化を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・自主防災組織の組織率の向上（H24：69.6%→H29：83.8%）
- ・消防団員の確保数は減少傾向にある。（H24：5,179人→H29：4,979人）

＝課題＝

- ・独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、日常生活や災害時対応への不安解消のため、日頃からの見守りや防犯活動の強化、災害時の消火・救助体制の充実が必要。
- ・消防団員数の減少や、団員の高齢化等が進行しているとともに、消防団員は、被雇用者が約8割を占めていることから、消防団の機能維持をするため、多様な方の加入が必要。
- ・平常時には自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組の指導や助言を行い得るリーダーの養成や、共助の取組に参画する住民を増やすことが必要。

[施策展開の方向性]

- ・消防団や自主防災組織の充実・強化による地域防災力の向上
- ・地域防災の担い手となり得る「地域防災リーダー」等の人材養成

[主な施策]

- ・元気な消防団づくり支援事業

消防団の強化を図るため、模範となる消防団等の表彰や、小中学生による少年消防クラブの設立・育成、消防団の広報・普及啓発を実施する。

- ・地域防災リーダー養成事業（再掲）

防災士をはじめとする地域防災リーダーや避難所運営リーダーの養成とスキルアップを行う。

- ・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業（再掲）

鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、自助・共助を担う住民等の自主防災活動や、市町村による防災・減災対策に係る事業の支援を行う。

- ・住民主体の防災体制づくり事業（再掲）

地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりを支援する。

- ・鳥取県版！土木防災・砂防ボランティア活動推進事業

県・市町村職員、消防団及び自主防災組織等を対象とした防災に関する講習会等を開催する。「出前裏山診断」に専門家等を派遣し、住民への防災に関する助言等を行う。

- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（安全・安心活動支援事業）（再掲）

中山間地域で安心して暮らすため、集落及び集落を越えた広域的組織等による自然災害等から生活を守るための事前の取組や、見守り活動の取組を支援する。

エ 防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点づくりの推進

防災機能又は避難所機能を備えた住み慣れた地域で暮らし続けるための地域生活を支える拠点の整備を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・住民が安心して暮らし続けるため、中山間地域の生活を支える「小さな拠点」づくりを進めています。

＝課題＝

- ・鳥取県中部地震において、「耐震性に心配のある避難所があった」、「ここに行けば安心という拠点が必要」、「隣接集落と離れている小規模集落への集落間サポートが難しい」などの課題があった。
- ・将来にわたって安全・安心な暮らしを守るためには、多様な主体が参加した取組が必要

[施策展開の方向性]

- ・「小さな拠点」を中心とした、広域的な防災活動や除雪支援など共助の取組、施設整備を支援します。

[主な施策]

- ・住民主体の防災体制づくり事業（再掲）
地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりを支援する。
- ・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業（再掲）
鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援を行う。

オ 産業又は生活基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備

産業又は生活の基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・住宅・構築物の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修等の支援を行っている。（平成29年3月時点 耐震化率78%）

＝課題＝

- ・鳥取県中部地震において「耐震性に心配のある避難所があった」「ここに行けば安心という拠点が必要」などの課題があった。
- ・孤立集落への対策として、衛星携帯電話等による災害時の通信手段の確保が必要

[施策展開の方向性]

- ・地震における住宅被害の状況を踏まえ、建築物等の耐震化対策の強化、支援の拡充
- ・高齢者向けの機器・サービス提供など、情報弱者の情報通信サービス活用の推進
- ・避難所に指定されている学校施設等の避難所としての機能充実
- ・携帯電話等、日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実

[主な施策]

- ・住宅・建築物耐震化総合支援事業
住宅、構築物の耐震化を促進し、減災につなげるため耐震診断、改修費用の助成や人材の養成等を実施する。
- ・地域共同施設災害復旧補助事業
国の災害復旧事業の対象とならないような小規模の地域の共同施設の復旧に係る経費を支援する。

- ・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業（再掲）
鳥取県中部地震の教訓等を踏まえ、市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援を行う。
- ・福祉避難所開設・運営体制整備事業（再掲）
福祉分野の職能3団体を交えて、福祉支援チームも加わった福祉避難所の開設・運営の訓練を行い、その中で「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」の点検等を行う。
- ・鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業
企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICT（情報通信技術）を利用可能とするため、市町村の整備費の一部を支援する。

（3）KPI（平成31年度の成果目標）

項目	目標設定時	最近の状況 (平成29年度末)	目標 (平成31年度)
とっとり支え愛活動継続取組数	175件 (平成26年度)	186件 (平成29年度末)	190件 (平成31年度)
わが町支え愛マップづくり取組自治会数	341箇所 (平成26年度)	490箇所 (平成29年度末)	600箇所 (平成31年度)
自主防災組織率	78.8% (平成26年度)	83.8% (平成29年4月)	90% (平成31年度)
消防団員充足率	94.6% (平成20年度)	92.7% (平成29年4月)	100% (平成30年度)

2 安心な定住環境の確保及び充実

（1）目 標

安心な定住環境の確保・充実を図ります。

（2）重点的に取り組む施策

ア 生活交通の確保及び情報通信環境等の整備

地域に不可欠な生活基盤となっている生活交通の確保及び情報通信環境等の整備を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・生活交通の確保や公共交通の維持に対する支援を行い、県内6地区（鳥取市2地区、智頭町、若桜町、倉吉市、日南町）で交通空白地有償運送を実施。
- ・免許返納者など高齢者向けのバス・タクシー等の交通費助成を16市町村（米子市、倉吉市、南部町を除く。）が実施。
- ・地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする「公共交通網形成計画」を県西部地域では27年度に、県東部地域では28年度に、県中部地域では29年度に策定済み。
- ・また、各圏域において「公共交通網形成計画」を基に具体的な事業内容を示す「公共交通再編実施計画」の策定を進めている。
- ・日本財団と県共同プロジェクトによりユニバーサルデザインタクシーを200台（県内小型タクシーの約半数）導入し、誰もが移動しやすい環境づくりを進めている。
- ・全市町村でブロードバンド通信環境が整備され、携帯電話の不感地区も大幅に解消してい

る。(不感地区 10 箇所)

- ・テレビ電話を活用した高齢者の安否確認などが導入されている。(智頭町)

＝課 題＝

- ・路線バスの便数や時間帯が限られており、住民の利便性の確保が困難
- ・幹線部から離れた集落など、高齢化によりバス停までの移動が困難な高齢者が存在
- ・高齢者が加害者・被害者となる交通事故の割合が増加
- ・ブロードバンド環境が整備されているが、高齢者の利用しやすい機器・サービスの拡大が必要

[施策展開の方向性]

- ・地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保するための公的支援の充実・拡大
- ・地域の実情に応じて様々な交通資源を組み合わせた持続可能な生活交通体系の確立
- ・自家用有償運送に係る道路運送法上の必要な規制緩和等の働きかけ
- ・積雪時等に移動販売車、バス等のすれ違いに支障が生じる中山間地域の道路改良等の検討
- ・高齢者向けの安全運転サポート車の購入支援、安全運転講習会の実施
- ・高齢者向け機器・サービス提供など、情報弱者の情報通信サービス活用の推進
- ・携帯電話等、日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実

[主な施策]

- ・地域バス交通等体系整備支援事業
バス事業者及び市町村に対してバスの運行費等を助成するとともに、公共交通空白地有償運送の取組を支援する。
- ・地方における新たな生活交通モデル事業
鳥取県中部地域公共交通網形成計画を基に再編実施計画の策定を行うとともに、東部、中部、西部の各網計画に掲げる公共交通の利用促進事業を実施する。
- ・みんなが乗りたくなる公共交通推進事業
生活交通の維持確保に向けて、市町村や地域、交通事業者等と連携して、公共交通機関の利便性向上及び利用促進事業を実施する。
- ・ユニバーサルデザインタクシー導入推進事業
日本財団と連携した「UDタクシー」車両の導入に併せ、ユニバーサルドライバー研修等を実施し、ハード・ソフト両面でタクシーのUD化を図る。
- ・鳥取県除雪機械運転手の育成支援事業
鳥取県における冬期交通を確保するため、若手の除雪機の運転士の育成を支援する。
- ・支え愛交通安全総合対策事業
高齢者向けの安全運転サポート車の購入支援や高齢運転者ネットワーク会議の設置と同会議で検討した高齢運転者対策モデル事業を実施する。
- ・鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業（再掲）
企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICT（情報通信技術）を利用可能とするため、市町村の整備費の一部を支援する。
- ・小さな拠点機能形成推進事業
中山間地域の複数集落や地域住民が連携して取り組む、地域の暮らしを守る「小さな拠点」づくりについて、機能形成や防災機能の構築、持続的な運営、担い手の育成等を支援する。
- ・みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業
中山間地域の直面する人口減少・高齢化等による課題の解決や移住者を呼び込む地域活性化などについて、集落住民や複数集落の連携により検討を行う取組を支援する。

イ 保健医療サービス・福祉サービスの維持・充実及び健康の保持増進

地域における医師、看護人材及び介護人材の確保による保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民自らの健康の保持増進を進める。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域包括ケアシステム構築へ向け、中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化、地域ケア会議の充実、住民主体の介護予防の取組の推進、生活支援体制整備等への支援を実施。
- ・介護人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を図る総合的な人材確保対策事業の実施。
- ・地域住民の支え合い活動の拠点である「共生ホーム」設置の支援を実施。(H30.3月末時点 15市町村、62箇所)
- ・鳥取県ドクターヘリの導入(H30年3月)や鳥取大学の行うドクターカー(1台)の運行支援。
- ・大学、専門学校、看護協会等と連携した「まちの保健室」の取り組みを支援している。

＝課題＝

- ・高齢化の進展に伴い、保健医療・福祉へのニーズが高まる一方、地域の病院等の拠点施設の不足、通院のための交通の不便さ等の課題を抱え、住民の健康の保持・増進が不安
- ・更なる高齢化の進展や認知症の方の増加等に対応し、地域における高齢者のケア体制の強化や、保健医療・福祉のきめ細かな提供体制の維持充実が必要
- ・中山間地域の診療所等での医療福祉サービスを担う、医師、看護師、介護人材等の確保が困難

[施策展開の方向性]

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるための保健医療・福祉サービスの充実・強化
- ・地域住民の健康の保持増進、介護予防のための啓発活動や支援策の充実
- ・高齢者等を地域全体でサポートするための関係機関の連携・協力体制づくり
- ・身近な場所での運動を継続的に取り組むことで、よりきめ細やかな健康づくり
- ・中山間地域での保健医療・福祉サービスを提供する医師、看護師、介護人材等の確保

[主な施策]

- ・支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業
県社会福祉協議会において、地域での支え愛活動の担い手であるボランティアの養成・確保等の取組を行う。
- ・地域包括ケア推進支援事業
地域包括ケアシステムの深化に向けて、市町村や地域包括支援センター、介護サービス従事者等を対象とした研修等を行う。また、生活支援体制整備等の実施に向けて、生活支援コーディネーター養成、アドバイザー派遣、担い手育成等の支援を行う。
- ・鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)
地域密着型サービス施設等の整備への助成、介護従事者確保対策事業を実施する。
- ・福祉施設版共生ホーム推進事業
福祉サービス施設を拠点として、高齢者、障がい者、児童等の地域住民が集う共生ホームの整備を支援する。
- ・健康づくり鳥取モデル事業
健康寿命延伸に向けた地域や企業が継続的に行う健康づくり等の取組や市町村が大学、専門学校、看護協会等と連携した「まちの保健室」の実施を支援する。
- ・ココカラげんき鳥取県推進事業

誰でも手軽に取り組めるウォーキングを始め、地域や職域での健康づくりのための取組を支援する。

・鳥取県地域医療介護総合確保基金

在宅医療連携拠点の整備や、在宅医療推進のための看護師育成、医療介護連携のための他職種連携等研究、訪問看護師確保支援等を実施する。

・地域医療対策費（医療施設等設備整備費）

へき地の医療拠点病院やへき地診療所等の機器整備等に対して支援を行う。

・へき地医療対策費

へき地の公立病院等で勤務する自治大医師養成、派遣やへき地医療拠点病院の巡診療等への支援及びへき地保健指導所等の運営支援等の支援を行う。

・鳥取県ドクターヘリ運航事業

平成29年度末に運行開始した鳥取県ドクターヘリの運航経費等を負担する。

・ドクターカー運行事業

鳥取大学医学部附属病院が実施するドクターカーの運行に対して支援を行う。

・トトリリズム県民運動推進事業（交流サロン活動等支援型）

地域住民を中心に幅広くコミュニケーションの場となる拠点の整備や新たな地域課題の解決に向けた取組を支援する。

・小さな拠点機能形成推進事業（再掲）

中山間地域の複数集落や地域住民が連携して取り組む、地域の暮らしを守る「小さな拠点」づくりについて、機能形成や防災機能の構築、持続的な運営、担い手の育成等を支援する。

・みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業（再掲）

中山間地域の直面する人口減少・高齢化等による課題の解決や移住者を呼び込む地域活性化などについて、集落住民や複数集落の連携により検討を行う取組を支援する。

ウ 地域の見守り活動・防犯活動の推進

地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・中山間地域で事業活動を実施する事業者と、見守り活動に係る協定を締結している。（平成29年度末現在で64事業者）
- ・江府町・日野町や鳥取市佐治地区において、「移動販売と「見守り活動」を組み合わせた「買い物福祉サービス」の取組が行われている。（平成28年度末現在で2地区）
- ・琴浦町では、認知症になっても安心して暮らしていけるように「あったか琴浦・徘徊あんしんネット」（地域全体で徘徊者の捜索等を行う仕組み）を導入している。

＝課題＝

- ・独居の高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、日常生活や災害時対応への不安解消のため、日頃からの見守りや防犯活動の強化、災害時の消火・救助体制の充実が必要

[施策展開の方向性]

- ・様々な主体による地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制・ネットワークの確立
- ・高齢者等の犯罪被害防止のため、関係機関が連携・協力した防犯活動の推進

[主な施策]

- ・小さな拠点機能形成推進事業（買い物福祉サービス支援事業）

移動販売事業者へ的高齢者等の見守りを委託・補助する市町村に対して支援する。

- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（中山間地域見守り活動支援事業）
中山間地域等で事業活動を行う事業者と市町村及び県の間で、高齢者等の見守り活動を行う協定を締結し、異常を早期発見する体制を整備する。
- ・支え愛マップを核とした地域防災力強化事業（再掲）
地域住民が主体となった「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者、障がい者等の支援を要する者の災害時の避難誘導の仕組みづくり等を支援する。
- ・犯罪のないまちづくり普及啓発事業
県民の防犯意識の啓発、防犯リーダーを育成する研修会の実施等を行う。
- ・特殊詐欺被害水際阻止強化対策事業
高齢者等の特殊詐欺被害を防止するため、出前講座等による広報啓発や、金融機関等への被害防止対策などを実施する。

エ 買い物の利便性の向上

住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・中山間地域における移動販売者の導入や運行の支援により、平成 29 年 3 月現在 14 市町で 22 台の移動販売が行われています。
- ・中山間地域での遊休施設を活用した地域活性化の支援により、中山間地域において伯耆町日光地区において、共同売店を設置しています。（伯耆町日光地区 山隠れの里）
- ・江府町・日野町や鳥取市佐治地区において、買い物支援と、見守り活動を組み合わせた複合的な生活支援サービスの取組が行われています。

＝課題＝

- ・身近なスーパーや小売店等の閉鎖により買い物困難地域が拡大し、交通が不便な地域の車を持たない高齢者など、日常的な買い物もままならない、いわゆる「買い物弱者」「買い物難民」が急増
- ・一部の地域で移動販売等の買い物支援サービスが提供されていますが、事業の採算性、利用者の利便性等に課題

[施策展開の方向性]

- ・買い物困難地域における移動販売事業の維持・サービス拡大への支援強化
- ・地域のニーズや実情に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進
- ・医療機関との連携など、移動販売等の買い物事業者による複合的なサービス提供の推進
- ・買い物を中心に多様なサービスを提供する多機能の複合拠点「小さな拠点」づくりの推進
- ・高齢者等の見守り、御用聞き等と買い物支援が一体となった「買い物福祉サービス」の推進

[主な施策]

- ・小さな拠点機能形成推進事業(移動販売車等導入・運営費支援・買い物福祉サービス支援)(一部再掲)
移動販売、宅配サービス、空き店舗を活用した小売りなどの事業実施に要する経費や移動販売車の運営経費支援、市町村が移動販売事業者に高齢者の見守りを委託・補助する取組を支援する。

オ コミュニティビジネスの創出・展開

住民が地域に住み続けることができるように、コミュニティビジネス（県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業）の創出及び展開を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域の遊休施設等を活用したコミュニティビジネスや、小さな拠点の形成に向けた計画策定の支援により、農家レストラン・地域共同売店の設置（伯耆町日光地区、八頭郡隼地区）、子どもの居場所づくり・配食サービス（大山町高麗地区）等の取組が行われている。

＝課題＝

- ・中山間地域では、都市部に比べ、移動販売等の買い物支援サービスをはじめ、地域で生活するための様々なサービスが不足
- ・住民が安心して暮らせる生活環境を確保するため、地域に不足するサービスを提供する小規模なビジネスの拡大を図っていくことが必要

[施策展開の方向性]

- ・地域住民の安全・安心な生活の確保に貢献するコミュニティビジネスの創出・展開を支援します。
- ・地域に不足するサービスを複数組み合わせることで実現するなど、地域での計画策定や機能形成を支援します。

[主な施策]

- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（再掲）
中山間地域の活性化を図るため、中山間地域の地域資源や遊休資産を活用したコミュニティビジネス、地域活性化の取組を支援する。
- ・みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業（再掲）
中山間地域が直面する課題の解決や、地域活性化などについて、地域住民や複数集落の連携により検討を行う取組を支援する。
- ・小さな拠点機能形成推進事業（再掲）
中山間地域の複数集落や地域住民が連携して取り組む、地域の暮らしを守る「小さな拠点」づくりについて、機能形成や防災機能の構築、持続的な運営、担い手の育成等を支援する。

(3) K P I（平成31年度の成果目標）

項目	目標設定時	最近の状況 (平成29年度末)	目標 (平成31年度)
道の駅や遊休施設等を活用した「小さな拠点」の数	— (平成27年度)	17箇所 (平成29年度末)	30箇所 (平成31年度)
医師数	1,038人 (平成20年末)	1,137人 (平成29年1月)	1,130人 (平成30年末)
とっとり支え愛活動継続取組数	175件 (平成26年度)	186件 (平成29年度末)	190件 (平成31年度)
ふれあい共生ホーム (設置数)	26箇所 (平成26年度末)	62箇所 (平成29年度末)	65箇所 (平成31年度)
ふれあい共生ホーム (設置市町村数)	9市町村 (平成26年度)	15市町村 (平成29年度末)	全19市町村 (平成31年度)
中山間集落見守り活動に参加する企業数	57社 (平成27年9月末)	64社 (平成29年度末)	70社 (平成31年度末まで累計)
買い物福祉サービスを実施する地域数	1地域 (平成26年度)	4地域 (平成29年度末)	4地域 (平成31年度)

3 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成

(1) 目 標

集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成を図ります。

(2) 重点的に取り組む施策

ア 地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の推進

地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進し、その活躍の推進を支援します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域おこし協力隊の増加 7人(H24)→99人(H29) 日吉津村を除く市町が導入
- ・集落支援員(専任)の増加 41人(H24)→63人(H29) 2市9町で導入
- ・小規模高齢化集落への移住者 5市町14集落で、18世帯、40人(H25からの累計)

＝課 題＝

- ・過疎化・高齢化により、地域づくりの担い手や推進役の高齢化が進み、地域の次代を担うリーダー人材が不足
- ・集落支援員の配置など外部人材の導入も含めて、地域づくりを担う人材の確保・育成が急務であり、また、地域リーダー等の活動をサポートする組織体制づくりが必要
- ・地域おこし協力隊が各地域で活発に活動し、地域活性化に寄与している一方で、3年の任期終了後もいかに生活を安定させ、その地域に定着し続けられるかが課題

[施策展開の方向性]

- ・支援が必要な地域への集落支援員等のコーディネーター人材の計画的な配置の促進
- ・地域づくりを担う若者やリーダー等を継続的に育成するための様々な研修の提供とそれを通じたネットワークの構築支援
- ・NPO、団体と連携し、地域おこし協力隊と地域との連携を深めるコーディネートや協力隊の活動に役立つ助言、地域おこし協力隊を導入(検討)している市町村への参考情報の提供等
- ・大学生や高校生などが集落で行うボランティアやフィールドワーク活動への支援
- ・地域に愛着を持ち、地域の未来を創造できる人材を育む教育環境づくり

[主な施策]

- ・みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業(再掲)
中山間地域が直面する課題の解決や、地域活性化などについて、地域住民や複数集落の連携により検討を行う取組を支援する。
- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業(再掲)
(若者定住等による集落活性化総合対策事業)
小規模高齢化集落において将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援する。
(中山間地域づくりサポート事業)
中山間地域活性化の活動者等に対する研修会の開催や、学生やNPO等の団体が中山間地域集落で行う地域活動等の支援を行う。
(地域おこし協力隊サポート事業)
地域おこし協力隊の研修や意見交換の開催や隊員が自主的に行う起業に向けた勉強会の開催支援、相談窓口の設置等を行う。

- ・小さな拠点機能形成推進事業（小さな拠点リーダー育成事業）
小さな拠点の核となり、将来的に活動を担う若い次世代リーダーの育成や、先駆的な取組を行っている活動者による「小さな拠点」を横展開する取組を支援する。
- ・トトリリズム県民運動推進事業（交流サロン活動等支援型）（再掲）
地域づくり活動に取り組む団体等の行う様々な活動助成や資金調達、人材確保等の支援を行う。
- ・とっとり県民活動活性化センター事業
ボランティア・地域づくり団体・NPOの活動を活性化させるため「とっとり県民活動活性化センター」による支援事業を推進する。
- ・大都市の大学との連携強化事業
県外大学生が県内大学生と共同で取り組む県内地域での活動支援等を実施する。

イ 地域づくりを行う人的・組織的ネットワークの構築

地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域おこし協力隊の増加 7人(H24)→99人(H29) 日吉津村、伯耆町を除く市町村が導入
- ・集落支援員(専任)の増加 41人(H24)→63人(H29) 9市町で導入
- ・小規模高齢化集落への移住者 5市町14集落で、18世帯、40人(H25からの累計)
- ・集落を越えた広域的運営組織づくり、地域活性化等の取組や、複数集落が連携し、旧小学校等を活用して小さな拠点の形成に向けた計画づくり等の支援を行った。

＝課題＝

- ・過疎・高齢化の進展による集落規模の縮小により、単独では集落機能を維持し、集落活動を継続することが困難な地域が増加
- ・また、集落の担い手の減少などにより、住民同士が共に支え合う機能も低下
- ・地域における住民の自立した生活を確保するための、集落を越えた連携・協力の取組や、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりの推進が課題

[施策展開の方向性]

- ・地域づくりを担う若者やリーダー等を継続的に育成するための様々な研修の提供とそれを通じたネットワークの構築支援
- ・集落を越えた連携による広域的な地域運営組織づくりや、地域住民が安心して暮らし続けることができるよう人々の生活を支える「小さな拠点」づくりへの支援

[主な施策]

- ・みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業（再掲）
中山間地域が直面する課題の解決や、地域活性化などについて、地域住民や複数集落の連携により検討を行う取組を支援する。
- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（再掲）
(若者定住等による集落活性化総合対策事業)
小規模高齢化集落において将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援する。
(中山間地域づくりサポート事業)
中山間地域活性化の活動者等に対する研修会の開催や、学生やNPO等の団体が中山間地域集落で行う地域活動等の支援を行う。
(地域おこし協力隊サポート事業)

地域おこし協力隊の研修や意見交換の開催や隊員が自主的に行う起業に向けた勉強会の開催支援、相談窓口の設置等を行う。

- ・小さな拠点機能形成推進事業（小さな拠点リーダー育成事業）（再掲）

小さな拠点の核となり、将来的に活動を担う若い次世代リーダーの育成や、先駆的な取組を行っている活動者による「小さな拠点」を横展開する取組を支援する。

ウ 周辺地域との連携及び共に支え助け合う仕組みの構築

著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の安心な日常生活及び社会生活を確保し、並びに災害に備えるため、周辺地域との連携及び県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・「とっとり集落創造シート」を開発し、これを活用した住民同士の話し合いのきっかけづくりを実施。（H29 末 13 市町 920 集落で活用）
- ・広域的な地域運営組織の立ち上げ促進と活動支援を実施。
- ・小さな拠点形成に向けた公民館区、小学校区等単位の広域的な運営組織づくり、計画検討、担い手の確保・育成を支援。

＝課題＝

- ・過疎・高齢化の進展による集落規模の縮小により、単独では集落機能を維持し、集落活動を継続することが困難な地域も増加
- ・また、集落の担い手の減少などにより、住民同士が共に支え合う機能も低下
- ・地域における住民の自立した生活を確保するための、集落を越えた連携・協力の取組や、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりの推進が課題

[施策展開の方向性]

- ・集落の状況を客観的に把握（集落点検の実施）する「とっとり集落創造シート」を開発、普及することを通じた住民同士の話し合いのきっかけづくり
- ・公民館区、小学校区等単位の広域的な地域運営組織の立ち上げ促進と活動支援
- ・集落を越えた連携による広域的な地域運営組織づくりや、地域住民が安心して暮らし続けることができるよう人々の生活を支える「小さな拠点」づくりへの支援
- ・遊休施設の活用などによる交流や支え合い、地域のコミュニケーションの拠点づくり及びそれらの新しい担い手の確保及び育成

[主な施策]

- ・みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業（再掲）

中山間地域が直面する課題の解決や、地域活性化などについて、地域住民や複数集落の連携により検討を行う取組を支援する。

- ・小さな拠点機能形成推進事業費（再掲）

（小さな拠点機能形成支援事業）

中山間地域の複数集落や地域住民が連携して取り組む、地域の暮らしを守る「小さな拠点」づくりについて、機能形成や防災機能農構築、持続的な運営、担い手の育成等を支援する。

（小さな拠点リーダー育成事業）

小さな拠点の核となり、将来的に活動を担う若い次世代リーダーの育成や、先駆的な取組を行っている活動者による「小さな拠点」を横展開する取組を支援する。

- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（再掲）

（若者定住等による集落活性化総合対策事業）

小規模高齢化集落において将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援する。

(中山間地域づくりサポート事業)

中山間地域活性化の活動者等に対する研修会の開催や、学生や NPO 等の団体が中山間地域集落で行う地域活動等の支援を行う。

(地域おこし協力隊サポート事業)

地域おこし協力隊の研修や意見交換の開催や隊員が自主的に行う起業に向けた勉強会の開催支援、相談窓口の設置等を行う。

- ・トットリズム県民運動推進事業（再掲）

地域づくり活動に取り組む団体等の行う様々な活動助成や資金調達、人材確保等の支援を行う。

- ・とっとり県民活動活性化センター事業（再掲）

ボランティア・地域づくり団体・NPOの活動を活性化させるため「とっとり県民活動活性化センター」による支援事業を推進する。

(3) K P I（平成 31 年度の成果目標）

項 目	目標設定時	最近の状況 (平成 29 年度末)	目標 (平成 31 年度)
人々の生活を支える「小さな拠点」の数	— (平成 27 年度)	17 箇所 (平成 29 年度末)	30 箇所 (平成 31 年度)

4 伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承等

(1) 目 標

伝統文化等の継承等に関する施策で、中山間地域の歴史と風土の中で育まれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進します。

(2) 重点的に取り組む施策

情報発信等による伝統文化への関心の向上や人材育成など、様々な手段により地域固有の伝統文化等の維持・継承を図るため、必要な対策・支援を実施します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・国・県無形文化財・民俗文化財指定の増加 55 件(H24)→60 件(H29)
- ・県指定民俗文化財のうち 2 件について行事の継続が困難となり休止となっている。
- ・地域で守られてきた伝統芸能の日ごろの活動の発表の場を提供し、継承者育成や意欲向上など活動の活性化を図っている。(毎年 10 団体程度が発表活動を実施。)

＝課 題＝

- ・中山間地域には、歴史と風土の中で育まれた貴重な伝統行事や伝統芸能、文化財等が多数存在するが、伝統文化に対する理解や認識の低下、過疎・高齢化による担い手不足等により、地域の伝統文化を維持・継承することが困難な状況

[施策展開の方向性]

- ・地域の伝統文化等の素晴らしさを広く県内外に情報発信する P R 活動及び誘客の支援
- ・学校教育現場との連携による地域の伝統文化等の継承、次代の担い手の確保

- ・地域固有の貴重な伝統文化等を保存・継承するための取組に対する支援

[主な施策]

- ・伝統芸能等支援事業
無形民俗芸能等の保存伝承を図るため、後継者育成・用具修繕・公開などの保存伝承活動等を支援する。
- ・とっとり伝統芸能まつり開催事業
地域で守られてきた伝統ある行事・芸能を次世代に引き継ぐため、日ごろの活動の発表の場を提供し、継承者育成や意欲向上など活動の活性化を図る。
- ・地域の伝統芸能魅力発見・発信事業
伝統芸能を観光資源として活用する取組を支援する。

5 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力

(1) 目 標

他地域との交流促進等に関する施策で、地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開をはじめとして、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図るとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得ます。

(2) 重点的に取り組む施策

豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムなど、中山間地域の特性や地域資源を活用した各種ニューツーリズムの創出・展開等により、県内外の他地域との多様な交流を図るとともに、県民等の中山間地域の有する公益的な価値への理解を深めるための取組を推進します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域資源の観光メニュー化や規模拡大、県外への情報発信やプロモーションを行う団体を支援により新たな観光メニュー等の取組団体が増加した。延べ 46 団体)
- ・また、教育旅行の誘致拡大に向け、県としてまとまった形でのプロモーションや受地体制の整備等を図るため「鳥取県教育旅行誘致促進協議会」を平成 27 年 6 月に設立。同協議会による教育旅行の誘致数が増えてきており H29 年度は、40 校、約 5,000 人の受け入れを行った。

＝課 題＝

- ・豊かな自然環境などの地域資源を活かした都市部等との交流の取組は、地域活性化の一方策として期待されるが、今のところ一部の地域や一過性の交流に留まる状況
- ・体験型プログラムを取り入れたツーリズムや教育旅行へのニーズが高まる中、農産漁村体験等地域の自然・伝統・文化・歴史等の体験メニューを提供する農山漁村型交流民泊における魅力の創出、観光地としての魅力発信を進めることが必要

[施策展開の方向性]

- ・中山間地域の特性や地域資源を活かした各種ニューツーリズムの取組の推進
- ・様々な広報媒体の活用による交流事業に関する県内外への効果的な情報発信
- ・古い街道や鉄道遺産などを活用した地域の魅力の向上と誘客の促進
- ・大学生や高校生などが集落で行うボランティアやフィールドワーク活動への支援

[主な施策]

- ・とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業

エコツーリズムやニューツーリズムに対する受け入れ機能を強化するため、地域資源の観光メニュー化や規模拡大、県外への情報発信やプロモーションを行う団体を支援する。

・着地型観光・体験情報発信事業

鳥取県内の「体験型観光プログラム」を集約し、観光情報を発信する「鳥取県ブランドページ」を設置・分析する。

・世界に誇れる「星取県」ブランド化推進事業

県が誇る、見えやすさ日本一にも輝いた、手に取れそうなほど星が近い「星取県」を情報発信し、観光客の誘客に活用するため、着地型企画の事業化を進める。

・農山漁村滞在促進事業

農山漁村における観光素材の調査、事例研究、農家民泊推進等の取り組みを支援する。

・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（再掲）

（中山間地域づくりサポート事業）

中山間地域活性化の活動者等に対する研修会の開催や、学生や NPO 等の団体が中山間地域集落で行う地域活動等の支援を行う。

・大都市の大学との連携強化事業（再掲）

県外大学生が県内大学生と共同で取り組む県内地域での活動支援等を実施する。

・トトリズム県民運動推進事業（再掲）

地域づくり活動に取り組む団体等の行う様々な活動助成や資金調達、人材確保等の支援を行う。

（3） K P I （平成 31 年度の成果目標）

項 目	目標設定時 (平成 27 年度)	最近の状況 (平成 29 年度末)	目標 (平成 31 年度)
景観まちづくり活動 に取り組む団体数	19団体 (平成19年度末)	70団体 (平成29年度末)	125団体 (平成30年度末)

6 中山間地域と都市部との共生

（1）目 標

中山間地域と都市部との共生に関する施策で、均衡ある地域づくりを図るため、豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と医療、人材、産業の分野等において広く機能を有する都市部等との連携及び協力を図ります。

（2）重点的に取り組む施策

豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と、高度な医療、人材、産業等を有する都市部との連携・協力による均衡ある地域づくりを図るため、中山間地域の特性を活かした都市部との共生を推進します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・とっとり共生の森 参画企業が 16 社/370ha (H24) → 18 社/485.3ha (H29) に増加した。
- ・とっとり共生の里 17 地区で協定 (H24 以降の累計)

＝課 題＝

- ・中山間地域と都市部とが、互いの機能や特性を理解し、棲み分けや相互補完を図ることが期待されているが、まだ十分な連携・協力が図られていない状況

[施策展開の方向性]

- ・ 中山間地域と都市部の地域との協定締結による相互交流・共生の推進
- ・ 中山間地域の特性を活かした都市部との連携・協力の取組の推進

[主な施策]

- ・ みんなで取り組む農山村保全活動支援事業
農地や農業用水路等の管理が困難となってきた集落への広域的なボランティアの派遣や企業との協定による農地の保全活動等、都市部の町内会等との協定による農作業体験等の取組み支援等を行う。
- ・ とっとり共生の森支援事業
企業等による森林の環境保全活動への参画促進や活動の支援を行う。

(3) K P I (平成 31 年度の成果目標)

項 目	目標設定時 (平成 27 年度)	最近の状況 (平成 29 年度末)	目標 (平成 31 年度)
とっとり共生の森の 参画企業数	10社 (平成20年9月末)	18社 (平成29年度末)	23社 (平成31年度末)
とっとり共生の里累 計協定数	—	17地区 (平成29年度末)	20地区 (平成31年度末)

7 中山間地域の公益的な機能の維持増進等

(1) 目 標

中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、鳥獣による被害の防止、自然環境及び農林地の保全、里山の整備等により、治山、治水、水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図ります。

(2) 重点的に取り組む施策

治山、治水、水源のかん養等の中山間地域の多面的・公益的な機能の維持・強化を図るため、鳥獣による被害の防止、自然環境及び農林地の保全、里山の整備等の取組を推進するとともに、中山間地域の公益的価値への県民等の理解を深めるための取組を推進します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・ 鳥獣による農作物被害額が再び増 72 百万円 (H24) → 90 百万円 (H28)
- ・ 農山村ボランティアの増 30 地区 (H24) → 42 地区 (H29)
- ・ 森林経営計画の認定率の増 23% (H24) → 43% (H28)
- ・ 農地を守る直接支払制度の取組集落の減少
685 協定、8,023ha (カバー率 83%) (H24) → 636 協定、7,872ha (カバー率 88%) (H29)
- ・ 耕作放棄地(農業センサス)の増 3,616ha (H22) → 3,832ha (H27)

＝課 題＝

- ・ 山間集落では、耕作放棄地や管理されない山林が発生
- ・ 人口減少と高齢化により、水源かん養や大雨による土砂災害の防止など、公益的機能が発揮できるか不安

[施策展開の方向性]

- ・ ボランティアの活用や専門人材の育成等、農作物等への鳥獣被害防止対策の強化
- ・ 県民や民間企業等が協働・連携した農地・森林保全対策の推進
- ・ 行政やボランティアによる道路や水路等の集落環境の維持保全の推進・支援
- ・ 山林における地籍調査等の森林の境界明確化の推進
- ・ 集落コミュニティが共同で農地を管理することにより農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されるとともに、規模拡大に取り組む担い手への負担を軽減するために創設される新しい日本型直接支払制度の推進

[主な施策]

- ・ みんなで取り組む農山村保全活動支援事業（再掲）
農業生産基盤等を集落・地域が企業、市街地住民、大学生等の多様な外部サポーターと共に保全する取組（農村ボランティア、とっとり共生の里など）に対し支援を行う。
- ・ 多面的機能支払交付金事業
農業・農村が有する国土保全や水源かん養、景観形成等といった多面的機能の維持・発揮のための営農活動や地域活動に対して支援する。
- ・ 荒廃農地等利活用促進事業
農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作目生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、施設等の整備に対し支援する。
- ・ 農地を守る直接支払事業
平地と比べ農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対して、助成を行う。
- ・ 農地中間管理機構支援事業
（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の賃貸借を通じ、地域農業の担い手への農地の集積と集約化を行うために要する経費等を支援する。
- ・ 農地集積総合推進事業
市町村の行う人・農地プランの見直しを支援するとともに、市町村、市町村農業委員会、農業会が行う取組や、担い手育成機構を通じた担い手への農地集積・集約化の促進を支援する。
- ・ 鳥獣被害総合対策事業
野生鳥獣による農作物等への被害を減少させるため、侵入防止柵の設置や捕獲等の対策を支援するとともに、対策技術の普及や人材育成を行う。
- ・ 森林計画樹立事業
森林法に定める地域森林計画を樹立するための森林の現況調査、森林経営計画の指導・支援等を行う。また、鳥取県森林クラウドシステムにより、県、市町村、森林組合で林地台帳情報を含めた森林情報の相互活用を図る。
- ・ 森林整備のための地域活動支援事業
森林所有者等が行う森林施業の集約化促進、森林境界明確化等に必要となる地域活動に要する経費等を支援する。
- ・ 鳥取県森林・山村多面的機能発揮対策事業
森林の有する多面的機能を生かせるため、地域の活動組織が実施する里山林などの保管理や山村活性化の取組を支援する。（国交付金への上乗せ支援）
- ・ 和牛受精卵・放牧拡大支援事業（和牛放牧拡大支援）
耕作放棄地等で和牛放牧を実施するための電気牧柵等機器整備に対して助成する。

(3) K P I (平成 31 年度の成果目標)

項 目	目標設定時	最近の状況 (平成 29 年度末)	目標 (平成 31 年度)
若手狩猟者免許保有者数	155人 (平成26年度)	338人 (平成29年度末)	300人 (平成31年度末)
中山間地域等直接支制度	7, 170ha (平成21年度末)	7, 872ha (平成29年度末)	8, 100ha (平成31年度末)

8 中山間地域の特色を活かした産業の振興及び仕事の創出

(1) 目 標

中山間地域の特色を活かした産業の振興及び仕事の創出を進めます。

(2) 重点的に取り組む施策

ア 農林業等の生産から販売までの体制強化

地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・新規農林業従事者の増加 新規就農者 814 人 (H24 からの累計、H29 は暫定)
新規林業従事者 283 人 (H24 からの累計)
- ・6次産業化・農商工連携支援事業の取組支援 延べ取組支援件数 86 件 (中山間地域)

＝課 題＝

- ・特産品づくり等に取り組むグループが多数存在するが、販売ルート等に課題
- ・中山間地域における多種多様な地域資源を強みとして、産業振興や地域の活性化に結びつけることが必要だが、必ずしも売れるものづくりに結びついていない状況
- ・市場ニーズのマーケティングに基づいた特産品づくりや消費者とのつながりをコーディネートするための専門人材の配置などが必要

[施策展開の方向性]

- ・集出荷を含めた販売支援など、消費者ニーズに即した生産販売の支援体制の構築
- ・独自の販売方法の開拓やブランド化の推進など、市場性のある農林産物づくりによる所得向上の実現
- ・農林水産物の生産から、加工、販売まで一気通貫して取り組む6次産業化の推進
- ・鳥取県農業生産1千億円達成プランの着実な実行

[主な施策]

- ・みんなでやらいや農業支援事業
市町村が中心に行う地域農業を核とした地域活性化の取組や意欲的な農業者の規模拡大などの経営発展の取組を支援する。
- ・鳥取県産きぬむすめ等ブランド化戦略推進事業
平成 25 年～28 年まで4年連続特Aの評価を受けた「鳥取県産きぬむすめ」について、百貨店や高級料理店への売り込みやメディアを活用したブランドイメージの向上等の取組を支援する。
- ・鳥取梨生産振興事業

「新甘泉」「秋甘泉」をはじめとした梨の新品種の生産拡大、高齢化に対応する機械の共同利用、戦略的な出荷による価格安定など、攻めの対策等について支援する。

・鳥取柿ぶどう等生産振興事業

柿「輝太郎」をはじめとした柿ぶどう等の生産拡大を推進すると共に、高齢化に対応する機械の共同利用など、攻めの対策等について支援する。

・園芸産地活力増進事業

野菜や花き等の園芸品目の振興を図るため、産地づくりや中山間地域等における特産品の育成、加工・業務用野菜の推進等を支援すると共に、農業技術革新のモデル的取組を支援する。

・薬用作物等生産振興対策事業

国内産原料の需要が高まっている薬用作物等について、地域の特色を活かして栽培される品目の生産拡大及び産地育成を推進する。

・戦略的スーパー園芸団地整備事業

JA等が主体となり、梨やイチゴといった高収益品目の園芸団地を戦略的に整備して、産地活性化の拠点とする。

・鳥取和牛ブランド強化対策事業

平成29年に開催された第11回全国和牛能力共進会で獲得した肉質日本一を機に、県外業者・料理店等に鳥取和牛の売り込み等を進め、鳥取和牛のブランド力の強化を図る。

・鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

「鳥取地どり」を県ブランド品として定着させるため、地どりの生産等に必要な施設及び生産性向上に資する機械の整備等を支援する。

・とっとりジビエ全県展開推進事業

ジビエ料理・加工品の開発支援や県内外におけるジビエのPR・販路開拓等を推進し、ジビエ活用の全県展開を図るとともに、県産ジビエのブランド化と消費拡大を図る。

・県産材生産・流通強化対策事業

木造公共施設や木造住宅の建設資材として、県産材の安定供給を図るため、乾燥材をはじめとする県産材製品の生産・流通を強化する取組を支援する。

・きのこ王国とっとり推進事業（原木しいたけブランド化推進事業）

鳥取県産原木しいたけのブランド化を推進していくため、生産体制の整備、販売戦略の実施、原木の安定確保、生産者の育成確保を支援する。

・6次化・農商工連携支援事業

農林漁業者自らが、加工・製造、流通・販売までを一体的に取り組む6次産業化や、食品加工業者と農林漁業者が連携して商品開発、製造等に取り組むための施設整備等を支援する。

・食のみやこ鳥取県推進事業（魅力ある商品づくり事業）

県内の農林水産物を用いた魅力ある加工品の開発やPR、販路拡大への支援を行う。

イ 農林業等、商工業、観光業の連携による新たな産業の創出

農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新たな産業の創出を図ります。

＝これまでの取組・現状・現状＝

- ・6次産業化・農商工連携支援事業の取組支援 延べ取組支援件数 86件（中山間地域）
- ・コミュニティビジネス・遊休施設活用支援 31事業者が新たに取組開始(H24からの累計)

＝課題＝

- ・農林業等、商工業、観光等の連携が十分でなく、中山間地域の資源の十分に活用することができていない状況
- ・都市部から人を呼び込むための仕掛けが必要だが、戦略を練るための情報交換の場が不足
- ・また、加工施設、直売所、農家レストラン、宿泊場所等の施設整備が不足

[施策展開の方向性]

- ・里山の地域資源を活用した農林業の振興と観光をはじめとする多様な分野と連携した取組の推進
- ・農商工連携等の推進に係る総合的、一体的な取組体制の確立
- ・加工施設や販売施設など、特産品の生産販売を促進するための施設整備

[主な施策]

- ・6次化・農商工連携支援事業（再掲）
農林漁業者自らが、加工・製造、流通・販売までを一体的に取り組む6次産業化や、食品加工業者と農林漁業者が連携して商品開発、製造等に取り組むための施設整備等を支援する。
- ・ふるさと産業支援事業
ふるさと産業の振興のため、商品開発や販路開拓等を支援するとともに、歴史的財産である手仕事等の技術の後継者育成の取組への支援等を行う。
- ・とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業（再掲）
エコツーリズムやニューツーリズムに対する受け入れ機能を強化するため、地域資源の観光メニュー化や規模拡大、県外への情報発信やプロモーションを行う団体を支援する。
- ・着地型観光・体験情報発信事業（再掲）
鳥取県内の「体験型観光プログラム」を集約し、観光情報を発信する「鳥取県ブランドページ」を設置・分析する。
- ・世界に誇れる「星取県」ブランド化推進事業（再掲）
県が誇る、見えやすさ日本一にも輝いた、手に取れそうなほど星が近い「星取県」を情報発信し、観光客の誘客に活用するため、着地型企画の事業化を進める。
- ・農山漁村魅力アップ推進事業（再掲）
農山漁村における観光素材の調査、事例研究、農家民泊推進等の取組を支援する。
- ・元気な里山応援事業
農産物、水、エネルギーなど地域資源を活用しながら取り組まれる産業活動の生産拡大、農観連携による地域の魅力づくり活動などを支援する。

ウ コミュニティビジネスの創出及び展開

地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域資源を活用した商品開発や農家レストラン等の地域活性化を図るコミュニティビジネスを支援。（例 HOME8823 など）

＝課題＝

- ・中山間地域の活性化を図るためには、住民グループ等による、地域資源を活用した特産品づくり、農家レストラン等の取組を広げることが必要

[施策展開の方向性]

- ・地域の発展・活性化に貢献するコミュニティビジネスに対する支援

[主な施策]

- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（再掲）
中山間地域の活性化を図るため、中山間地域の地域資源や遊休資産を活用したコミュニティビジネス、地域活性化の取組を支援する。
- ・小さな拠点機能形成推進事業（再掲）
中山間地域の複数集落や地域住民が連携して取り組む、地域の暮らしを守る「小さな拠点」づくりについて、機能形成や防災機能の構築、持続的な運営、担い手の育成等を支援する。

エ 再生可能エネルギー源の利活用

地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・平成 26 年度に県西部、平成 28 年度に県東部で木質バイオマス発電所が稼働を開始した。
- ・県内の再生可能エネルギーの導入量は、928.258 kW（H28 実績）となっています。

＝課 題＝

- ・世界的に再生可能エネルギーへの転換の機運が高まる一方で、中山間地域には森林や水など再生可能エネルギー源を有しており、その活用による木質バイオマス発電や、水力発電等への転換が求められています。

[施策展開の方向性]

- ・小水力発電、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの導入・利活用の推進

[主な施策]

- ・エネルギーシフト加速化事業
再生可能エネルギー（風力・小水力・地熱・バイオマス等）利用の新たな発電や熱利用の可能性調査や系統連系用電源線整備等の取組を支援する。

(3) K P I（平成31年度の成果目標）

項 目	目標設定時	最近の状況 (平成 29 年度末)	目標 (平成 31 年度)
鳥取県ふるさと認証食品 の認証数	317件 (平成19年度末)	449件 (平成29年度末)	500件 (平成30年度末)
梨新品種の導入面積	16ha (平成19年度末)	194.5ha (平成29年度)	230ha (平成31年度末)
木材素材生産量	18.7万m ³ (平成26年度)	27.9万m ³ (平成28年)	36万m ³ (平成31年度)
6次産業化事業及び農商 工連携事業の取組累計	199件 (平成27年度)	266件 (平成29年度)	280件 (平成31年度)
県内6次産業化に係る農 業・水産加工品及び直売 所の販売金額	403億円 (平成26年度)	369億円 (平成27年度)	440億円 (平成31年度)
木質バイオマスエネ ルギー利用施設数	17台 (平成26年度)	20台 (平成29年度)	23台 (平成30年度)

小水力発電導入数	43 件 (平成 26 年度)	47 件 (平成 29 年度)	50 件 (平成 30 年度)
----------	--------------------	--------------------	--------------------

9 移住の推進等による新たな人の流れの創出

(1) 目 標

移住の推進等による新たな人の流れを創出します。

(2) 重点的に取り組む施策

ア 人口減少の抑制及び移住定住する者の増加

地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・移住者の増加(H24～27 累計) 4,866 人/2,539 世帯(うち中山間市町への移住は 1,650 世帯)
- ・子育て世代の移住が見られる一方で、20 代の転出が大きい。
- ・小規模高齢化集落への移住者 4 市町 13 集落で、17 世帯、35 人(H25 からの累計)

＝課 題＝

- ・集落活動の担い手の確保、集落機能の維持を図るため、地域外からの移住・定住者を獲得や、集落の人口減少を抑制が必要

[施策展開の方向性]

- ・相談窓口機能や情報提供の充実など、移住定住に関する相談体制、情報発信の強化
- ・移住定住のための住居確保への支援など、移住定住者の受入体制の強化
- ・農業をはじめとする移住定住希望者の就労に対する各種支援の強化
- ・移住者を受入れ活性化したい地域及び民間団体を増加するための支援と、自然・文化（アート、民芸等）をベースに都市住民にとって魅力的な地域の創造の取り組みへの支援
- ・様々なスキルや起業家精神を持つ若者等の雇用の促進、人材の誘致や情報発信の仕組みづくり
- ・子育て世代などの若手移住希望者に向けた良好な子育て・教育環境等の情報発信
- ・元気高齢者（アクティブシニア）が移住して、地域の方々と共に知識や経験を活かしつつ活躍しつづけていただける地域づくり（C C R C）の推進
- ・県内外の学生を中心とした若者が、「ふるさと鳥取」との関わりを深めることで県内定着・IJU ターンにつながる取り組みを推進

[主な施策]

- ・とっとりとの関係人口をふやす事業

県内外の学生による、鳥取の自然や地域などの情報を集約する活動や、その情報を他の学生に向けてホームページや SNS、口コミ等の手法を用いて発信する活動を支援し、より多くの学生へ情報が届くよう学生グループ同士のネットワーク化を図る。

大都市圏の県外在住者などに、様々な媒体の活用やイベントを通じて、鳥取の暮らし、子育て、就職などの必要な情報を届けるための情報発信等を行う。

県との交流・関係人口の拡大を図るため、都会の若者がとっとり暮らしを丸ごと体験できる仕事、交流、宿泊をパッケージにしたメニューを企画・実施する企業、団体等を支援する。

都市圏の若手人材の移住定住や2地域居住の促進を図るため、地方の現状や課題、解決の手法等を学んだ人材が、都市から県内の地域に継続的に通いながら課題に取り組む活動を支援する。

関係人口の拡大や都市圏の若手人材の移住定住、2地域居住の促進を図るため、テーマ性のあるセミナーや先輩移住者と同年代の社会人同士との交流会とナイター相談会を連動して実施する。

- ・ 小さな拠点機能機能形成推進事業（県外大学との連携による拠点化推進事業）

現在、中山間地域において県外大学が取り組んでいるフィールドスタディの取組をさらに発展し、サテライトキャンパス創設へと繋げるため、小さな拠点としての地域での受入れ体制の充実やカリキュラムづくりに対して支援を行う。

- ・ 移住定住推進基盤運営事業

IJU ターンに関する相談や情報発信業務を「ふるさと鳥取県定住機構」に委託して総合的・一元的に実施する。また、「ふるさと回帰支援センター」に本県ブースを設置。

- ・ 移住定住受入体制整備事業

本県への移住者の円滑な受け入れ、定着の促進を図るため、市町村が取り組む移住定住推進事業（専任相談員設置、お試し住宅整備、シェアハウス整備、空き家確保など）を支援する。また、生涯活躍のまち（日本版 CCRC）づくりを推進する。

- ・ みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（再掲）

（若者定住等による集落活性化総合対策事業）

小規模高齢化集落において将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援する。

- ・ I J U ターン 県内就職促進強化事業

県外から県内中小企業の人材を確保するため、ふるさと鳥取県定住機構と連携し、また、同窓会を利用し情報発信を強化するなど、県内への I J U ターンによる正規雇用を促進する。

- ・ 学生等県内就職加速化事業

県内外の学生等の県内就職を加速化させるため、中高生へのキャリア教育支援や大学生等を対象としたインターンシップ、企業見学会、企業紹介フェア、大手就活サイト内への鳥取県特集ページ開設などの情報発信を強化し、県内就職へつなげる。

- ・ 鳥取県未来人材育成奨学金支援事業

県と産業界が協力して基金を設置し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成し、I J U ターン並びに産業人材の確保を促進する。

- ・ 鳥取県立ハローワーク設置事業

全国の先頭を走る取組となる「鳥取県立ハローワーク」を開設し、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行い、地方創生の実現を図る。

- ・ 鳥取暮らし農林水産就業サポート事業

農業・林業経営体等が、県内求職者、県外からの移住者等を雇用し、実践的な研修等を助成することにより、農林水産業の担い手確保と早期育成を支援するとともに、新規農林業分野の雇用を促進する。

- ・ 鳥取発！アグリスタート研修支援事業

（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構等が、県内での就農を希望する移住者等を研修生として雇用し、研修農場で実践的な研修等の実施を支援する。

- ・ 工芸・アート村推進事業

アートピアとっとりの創造を目指し、地域の魅力を発掘・発信する取組や、その地域に作家・アーティスト等の移住を促す取組に対して支援を行う。

イ 地域産業を支える人材育成、企業誘致及び就業の場の確保

地域の産業を支える人材の育成、企業の誘致及び就業の場の確保を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・ 企業誘致や県内企業の新增設の取組支援により、平 24 年度から平成 29 年度の間企業誘致 64 社（雇用計画 4,118 人）、県内企業の新增設 195 社（雇用計画 2,628 人）の実績となった。
- ・ 就農支援や新規林業従事者育成等の取組により、平成 27 年度から平成 28 年度の間に新規就農者 520 人、新規林業従事者 151 人の実績となった。

＝課 題＝

- ・ 中山間地域では、都市部に比べ企業等が少なく、就業の場が不足
- ・ 人口減少等により、中山間地域の企業が撤退、廃業するなど、地域の雇用の機会が縮小
- ・ 就業の場を確保するため、企業誘致等、農林水産業での就業の場の確保、中山間地域での起業支援などが必要

[施策展開の方向性]

- ・ 中山間地域における企業誘致活動の推進、地域資源を活用した新たな産業の起業支援
- ・ 県内企業の活性化と地元からの起業を促進するための支援策の強化
- ・ 農林水産業における新規就業者の確保など就業の場の創出

[主な施策]

- ・ 企業立地事業補助金
本県への企業立地を促進するため、工場等の新增設企業に対して支援を行う。
(中山間地域への企業立地について、加算措置あり。)
- ・ 里山オフィス開設支援事業補助金
中山間地域への新規立地により交流人口の増加や、就業の場の創出を促進するため、県外企業等が中山間地域に開設する里山オフィスの開設費用等を支援する。
- ・ 地域創業促進事業
地域密着型の新規創業者や新事業展開を行う中小企業に対して、創業初期の経費負担軽減、販路開拓拠点の確保を支援する。
- ・ とっとり未来創造型起業支援事業
本県で起業チャレンジする人材及び成長性の高い事業プランを発掘し、将来の県内産業・経済に大きなインパクトを与えることができる企業家を育成する。
- ・ ふるさと産業支援事業（再掲）
ふるさと産業の振興のため、商品開発や販路開拓等を支援するとともに、歴史的財産である手仕事等の技術の後継者育成の取組への支援等を行う。
- ・ 次世代を担う農業人材育成研修事業
本県農業の将来を担う新規就農者のさらなる確保・育成のため、農業大学校が人材育成の核となり、研修拠点としての役割を担うほか、関係機関とともに各地での就農サポート体制の確立を推進する。
- ・ 新規就農者総合支援事業
新規就農者の確保・育成を目的に、経営開始時に必要な機械・施設整備への助成、就農初期の負担軽減を目的とした就農応援交付金及び青年就農給付金の支給を行い、新規就農者のニーズにあわせて段階的な支援を行う。また、親元就農の促進・定着を図るための支援を行う。

ウ 農林地、宅地及び建物等の情報収集及び情報提供による有効活用

管理が困難となり放棄され、又は放置されるおそれのある土地建物等の情報を収集し、利活用を希望する者に提供するなどしてその有効活用を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・農地情報を掲載したインターネットサイト「農地ナビ」を国が運用中。
- ・森林法の改正により、平成31年4月までに市町村は林地台帳を整備・公表する必要があるため、林地台帳の整備に向けた取組を支援している。
- ・市町村が空き家実態調査を実施するとともに、利用可能な空き家に関して、貸し出しを促進する「空き家バンク」を運用中。また、移住定住推進交付金により移住を促進するための空き家の改修等の支援を行っている。

＝課題＝

- ・人口減少や高齢化により、山間集落では、耕作放棄地の発生や管理されない山林が発生
- ・空き家が増加し、適正な管理がなされず、老朽化による倒壊のおそれのある危険空き家が顕在化
- ・地域内に所有者が不在となり、所有者が不明となる資産の発生が、有効活用の妨げと荒廃の原因であり、事前の対策が必要

[施策展開の方向性]

- ・農地・山林・家屋の管理が困難となる前に所有者の寄付・売却・貸出の希望を把握し、利活用希望者に情報提供する仕組みの構築
- ・空き家の老朽化を防ぎ、移住や地域の活性化を図るため、リノベーション手法等を活用した空き家利活用の推進

[主な施策]

- ・みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業（再掲）
（中山間地域資産シェアリングシステム導入事業）
中山間地域の遊休化する可能性のある農林地、宅地、建物等の資産が放棄される前に事前に登録し、移住者等の若者との住宅共同利用や、利活用希望者とマッチングするシステムを構築する。
- （中山間地域活性化支援事業）（再掲）
中山間地域にある地域資源や遊休施設を活用したコミュニティビジネスや地域活性化の取組を支援する。
- ・移住定住受入体制整備事業（再掲）
本県への移住者の円滑な受け入れ、定着の促進を図るため、市町村が取り組む移住定住推進事業（専任相談員設置、お試し住宅整備、シェアハウス整備、空き家確保など）を支援する。また、生涯活躍のまち（日本版 CCRC）づくりを推進する。
- ・空き家対策支援事業
空き家の実態調査や老朽危険空き家の除却に取り組む市町村を支援するとともに、危険老朽空き家の所有者に対して、除却経費の一部を支援する。
- ・荒廃農地等利活用促進事業（再掲）
農業者や農業者組織等が、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、施設等の整備に対して支援する。
- ・農地中間管理機構支援事業（再掲）
（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の賃貸借を通じ、地域農業の担い手への農地の集積と集約化を行うために要する経費等を支援する。
- ・農地集積総合推進事業（再掲）

市町村の行う人・農地プランの見直しを支援するとともに、市町村、市町村農業委員会、農業会が行う取組や、担い手育成機構を通じた担い手への農地集積・集約化の促進を支援する。

・森林計画樹立事業（再掲）

森林法に定める地域森林計画を樹立するための森林の現況調査、森林経営計画の指導・支援等を行う。また、鳥取県森林クラウドシステムにより、県、市町村、森林組合で林地台帳情報を含めた森林情報の相互活用を図る。

・森林整備のための地域活動支援事業（再掲）

森林所有者等が行う森林施業の集約化促進、森林境界明確化等に必要な地域活動に要する経費等を支援する。

（3）K P I（平成31年度の成果目標）

項 目	目標設定時 (平成 27 年度)	最近の状況 (平成 29 年度末)	目標 (平成 31 年度)
I J U ターン の 受 入 数	1,956 人 (平成 27 年度)	6,101 人 (H27～H29 年度)	8,000 人 (H27～H31)
CCRC（生涯活躍のまち）地区数	－地区 (平成 27 年度)	－地区 (平成 29 年度)	3 地区 (平成 31 年度)
空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数	111 件 (平成 26 年度)	173 件 (平成 29 年度)	200 件 (平成 31 年度)
中山間地域への立地件数	6 件 (H22～H26 年度)	7 件 (H27～H29 年度)	10 件 (H27～H31 年度)
市町村・商工団体との連携による地域創業件数	170 件 (平成 26 年度)	699 件 (H27～H29 年度)	1,000 件 (H27～H30 年度)
農業新規就業者数	148 人 (H23～H26 年度)	631 人 (H27～H29 年度)	1,040 人 (H27～H31 年度)
林業新規就業者数	85 人 (H23～H26 年度)	266 人 (H27～H29 年度)	560 人 (H27～H31 年度)

10 教育、保育等の子育て環境の整備及び確保

（1）目 標

子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを産み育てることができる環境の確保を図ります。

（2）重点的に取り組む施策

住民が地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、子どもに対する教育、保育等の子育て環境の整備・充実や、地域ぐるみの特色ある子育てを推進するための対策・支援を実施します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・中山間地域保育料無償化等モデル事業(H26～)を8町が活用し保育料を軽減（うち完全無償化は、若桜町、日南町、江府町が実施）

- ・森のようちえん等、中山間地域の自然環境を活かした特色ある保育活動が拡大（H30.4 現在県内7箇所開設）
- ・なお、中山間地域での児童数が減少する中、県独自の学級編制基準により県内小学校では1年生を含む複式学級を設置しない方針
- ・中山間地域への子育て世代の移住が増えるなど、子育て支援施策や移住施策の効果が発現

＝課 題＝

- ・人口減等に伴う学校や保育施設の統廃合による子どもの通園・通学に係る負担が増大し、若い世代の定住を阻害

[施策展開の方向性]

- ・地域で安心して子育てができるための教育・保育等の環境の整備・充実
（小学1年生を含む複式学級の解消、学校支援ボランティアの推進など）
- ・地域ぐるみで子育てを行う仕組みづくりの推進
- ・豊かな自然を活用し、保育所・幼稚園等における自然体験活動を推進
- ・森のようちえんなどの中山間地域の特性や資源を活かした地域独自の特色ある多様な子育ての推進
- ・保育料の無償化など子育てに伴う負担の軽減による子育て環境の充実

[主な施策]

- ・中山間地域市町村保険料無償化等モデル事業
中山間地域の市町村において、保育料の無償化、軽減を行う場合に経費の一部を支援する。
- ・保育料無償化等子育て支援事業
世帯の第3子以降の保育料の無償化を実施する市町村の支援を行う。
- ・放課後児童クラブ設置促進事業
仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの実施運営に必要な経費を支援する。
- ・「子どもの居場所づくり」推進モデル事業
生活困窮世帯等を中心にしてすべての世帯を対象として、夜間や休日の、食事、勉強、活動等を行う子どもの居場所づくりに新たにに取り組む市町村をモデル的に支援する。
- ・学校支援ボランティア事業
地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みをつくり、様々な学校支援活動（生活支援や学習支援、登下校の見守りなど）の取組を支援する。

(3) K P I（平成31年度の成果目標）

項 目	目標設定時	最近の状況 (平成29年度末)	目標 (平成31年度)
放課後児童クラブの設置数	147クラブ (平成26年度)	173クラブ (平成29年度末)	181クラブ (平成31年度)
とっとり森・里山等自然保育の 認証された園の利用人数	105人 (平成27年4月)	114人 (平成29年5月)	120人 (平成31年度)

第五章 施策横断的な取組

1 暮らしを守る小さな拠点の創出

(1) 取組内容

多様な主体や複数集落等の連携により、中山間地域に暮らす住民の安全・安心な生活を支える買物や通院等の移動支援、出張型の看護・介護支援による安心な定住環境づくりや、健康維持・向上、防災機能の充実、高齢者の生きがいとなる産業の振興やその魅力による移住の拡大など、複数の機能を備えた「小さな拠点」を創出する取組を進めます。

<地域の課題>

- ・高齢となり車の運転への不安も高まる中での共助交通の仕組みが必要。
- ・災害時において誰が誰を助けるのか役割分担を決めておくなど日頃からの事前準備が必要
- ・若い世代が不在となる昼間の災害発生などにも対応できる共助の防災対策が必要
- ・雪かきができない高齢者を支援する共助の仕組みが必要
- ・将来にわたって安全・安心な暮らしを守るための多様な主体が参加した取組が必要

(2) 平成30年度の目標

住み慣れた地域での生活を守るため、配食サービスや地域内移動の確保、出前型の看護・介護サービスの提供、健康づくりや向上など様々な生活サービス機能を備えると共に、鳥取県中部地震や豪雪災害の経験を踏まえた防災・避難所機能を有する「小さな拠点」の創出に向け、これまでの17地区に加え、新たに13地区の創出を目指します。

(3) 拠点整備の進め方（タイプ別）

ア スマールビジネスの創出による高齢者の生きがい拠点づくり

[目指す方向性]

高齢者が集まり共同作業等を行いつつ、地域資源を活かして収入につなげる高齢者の生きがいづくりの取組や、取組を通じての日常の安否確認や買物などの生活不安の解消等、中山間地域に暮らす住民が安全・安心に暮らすことの出来る環境づくりを進めます。

[共通する課題]

- ・中山間地域の高齢化に対応し、元気な高齢者を増やしていく取組が必要
- ・地域の高齢者が生きがいをもって、活躍する場を創っていくことが必要
- ・農産物や森林資源など、地域資源の有効活用を図ることが必要

[30年度の取組の方向性]

- ・高齢者の生きがいづくりにつながる、共同作業・加工施設、庭先集荷等の計画策定・拠点整備にむけた支援を行います。

イ 共助のしくみによる安心して暮らせる拠点づくり

[目指す方向性]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、移動販売や生活交通の確保など地域の中で高齢者の生活を支える取組を進めます。

さらに、災害の際にも安心して対応できる共助の地域づくりを進めます。

[共通する課題]

- ・医療や買い物など生活サービスを得るために必要な、居住地域と拠点施設までの間の移動が困難
- ・元気な高齢者を地域に増やすための健康づくりの取組が必要

[30年度の取組の方向性]

- ・多世代交流の拠点整備を推進するとともに、複数集落など交流範囲の拡大や買物支援等の機能拡充を支援します。
- ・高齢者の健康増進等を図るため高齢者の集まる拠点施設に「まちの保健室」など高齢者支援サービスの機能を拡充する取組を進めます。
- ・デマンド型乗り合いタクシーの導入に向けた支援を行うとともに、高齢者向けのタクシー利用補助の導入を推進します。
- ・高齢者福祉拠点へ的高齢者の移動手段を確保するための車両整備を支援します。

ウ 地域外や多世代との交流を通じた地域活性化拠点づくり

[目指す方向性]

地域の資源を活かし、高齢者など多様な世代と、地域外住民等との多様な交流機会の創出による収入確保と高齢者が活躍できる仕組みづくりを進めます。

[共通する課題]

- ・農産物や自然等の地域資源を活かした観光客の呼び込みなどによる地域外との交流人口の増加や、地域内での世代間交流の促進が必要

[30年度の取組の方向性]

- ・観光客を呼び込む農家レストランや、地域外との交流イベントなど多世代の交流を実現する取り組みを支援します。
- ・自然体験メニュー、地域外との交流を促進するため、旧小学校等を地域外との交流拠点として宿泊機能の整備等の計画検討・施設整備等に向けた取組を、中山間地域振興チームを中心に市町村とともに支援します。
- ・農産物等加工施設を加工体験、地元の伝統継承等の場とするなど、子ども、高齢者を含めた幅広い世代の交流拠点として整備を推進します。

2 農林地、宅地・建物の有効活用

(1) 取組内容

- ・人口減少や高齢化による空き家の増加や耕作放棄地の発生、管理されない山林が増加する中で、公益的な機能の増進と、遊休資産を活用した産業振興と仕事の創出、さらには利活用を希望する者とのマッチングによる移住の推進につながる取組を進めます。

<地域の課題>

- ・人口減少や高齢化により、山間集落では、耕作放棄地の発生や管理されない山林が発生
- ・空き家が増加し、適正な管理がなされず、老朽化による倒壊のおそれのある危険空き家が顕在化
- ・地域内に所有者が不在となり、所有者が不明となる資産の発生が、有効活用の妨げと荒廃の原因であり、事前の対策が必要

(2) 平成30年度の目標

農林地、宅地及び建物等の資産の有効活用を進めるため、市町村と連携して所有者の意向を把握する取り組みを進めます。

さらにホームページに情報を提供するポータルサイトを設けて、移住者等の利活用希望者に情報提供する仕組みを設けます。

(3) 進め方

ア 農地

農地法に基づき農地台帳を整備し運用するインターネットサイト「全国農地ナビ」において、農地情報を公開しています。

全国農地ナビでは遊休施設や、所有者の利活用の意向などを検索することができます。

また、市町村農業委員会において耕作放棄地の調査を行い、所有者の意向を把握し鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて、利活用者とのマッチングによる遊休防止の活動を促進しています。

イ 林地

森林組合と連携して実施する山林所有者への利活用に向けた意向調査や、山林所有者と活用者とのマッチングを図る「山林バンク」などの取組を支援し、山林の利活用を促進します。

ウ 宅地・建物

空き家バンクによる空き家の利活用を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や空き家利活用の優良事例の紹介等を行います。

所有者不明の土地家屋が全国的に増加しており、地域の安全の確保や、まちづくりの観点から市町村等と連携を図り、空き地・空き家の対策を進めます。

エ ポータルサイトの創設

農地情報を掲載している「全国農地ナビ」や空き家・空き地情報を掲載している「イエとち鳥取」、「空き家バンク」及び市町村の把握した山林情報等を一元化して情報発信するポータルサイトを県ホームページに設置し、移住者等の利活用希望者に情報提供を行います。

3 コミュニティビジネス・地域資源の活用等による新たな産業の創出

(1) 取組内容

中山間地域の活性化を図るため、空き家等の中山間地域の資産や地域資源の活用による、加工品づくり、新たなコミュニティビジネス、民泊等の6次産業化の取組を推進し、中山間地域に新たな産業を創出すると共に、他地域との交流や移住の推進、高齢者の生きがいとなり健康づくりにつながる安心な定住環境の確保・充実につながる取組をすすめます。

(2) 平成30年度の目標

- ・6次産業化等により地域の農林水産物を活用した儲かる加工品づくりの取組を進めます。
- ・空き家等の地域資産の活用促進や、古民家の観光素材としての活用など、新たな産業の創出を進めます。

(3) 進め方

- ・空き家等を活用したシェアハウス、ゲストハウスの取組や、地域の資源を利用した加工施設の設置など、中山間地域の地域資源を活用したコミュニティビジネスの創出を支援します。
- ・地域の農林水産物を活用した6次産業化等による加工品づくり取組を支援します。
- ・鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）等を観光素材として磨き上げ「魅力ある滞在エリア」づくりを進めます。

【参考】 中山間地域の現状

1 中山間地域の人口・高齢化率・範囲等

本県の中山間地域の現状は、平成27年国勢調査によると人口252,024人（県総人口の44%）、86,801世帯（県総世帯数の40.0%）と県全体の4割以上を占めています。

また、高齢化率は33.1%と年々高まっており、県全体に比べて高い状況にあります。

また、中山間地域の範囲は、県土の約9割を占めています。

（1）人口・高齢化率 （国勢調査 上段 27年度、下段(22年度)）

項目	人 口	65歳以上人口	高齢者率	世帯（世帯）
県全体(a)	573,441人 (588,667人)	169,092人 (153,614人)	29.5 (26.1%)	216,894世帯 (211,964世帯)
中山間地域(b)	252,024人 (267,061人)	83,527人 (78,005人)	33.1% (29.2%)	86,801世帯 (86,598世帯)
割合 (b/a)	43.9% (45.4%)	49.4% (50.8%)	—	40.0% (40.9%)

（2）高齢化率の推移 （国勢調査）

項目	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7
県全体	19.2%	22.0%	24.1%	26.1%	29.5%
中山間地域	21.7%	24.9%	27.2%	29.2%	33.1%

（3）中山間地域の範囲

県全体	中山間地域	割合
3, 5 0 7 k m ²	3, 2 3 5 k m ²	9 2 %



2 平成28年山間集落実態調査の概要

■調査概要

中山間地域振興施策の検討を行うため、特に過疎化・高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況等の実態把握を実施

■調査対象集落

山間谷部奥地に位置する集落(平成2年から概ね5年おきに同一集落を対象として調査)

県内16市町、111集落、2,485世帯、6,766人

※このほか、今回の調査では市町の要望で2集落追加調査。

■調査基準日 平成28年5月1日

■回収率 集落点検調査：100% (113集落/113集落) 世帯調査：81.1% (2,025世帯/2,497世帯)

【調査結果概要】

- 調査を開始した平成2年以降、無居住化(消滅)した集落は無いが、集落の人口規模、世帯規模は共に縮小し、集落の小型化が進行すると共に、独居世帯の比率も高まっています。

項目	集落人口	集落世帯数	高齢化率	独居世帯(割合)
今回調査(H28)	6,766	2,485	45.5%	605(24.3%)
前回調査(H23)	7,844	2,654	40.8%	507(19.1%)
増減	△1,078	△169	+4.7%	+98(+5.2%)

- 集落住民の86.7%が「今後も住み続けたい」と回答しており、前回よりも定住の意向が高まっていると共に、「集落を越えた取組が必要」と回答された集落(38.5%)が多く、広域的な取組の必要性が高まっています。

- 「子育て世代の転入(15歳以下35人転入超過)」や、「買い物回数の増加」、「一人暮らしの方が毎日誰かと話をする機会がある方が増加」するなど、移住施策や子育て支援施策や、移動販売導入・運営支援、支え愛による見守り活動などの施策効果があったものと考えられます。

【年代別転入・転出状況(社会増減状況)】

- ・15歳以下 +35人(増加)
- ・16～19歳 △39人
- ・20～29歳 △161人(大きく減少)
- ・30～39歳 △24人(微減)
- ・40～49歳 +25人(増加)

【買い物頻度】

- ・買い物回数が2週間に1回以下が減少 H23 11.3% → H28 5.3%
- ・買い物回数が週2回以上が増加 H23 61.3% → H28 68.1%

【一人暮らしの方の話をする機会】

- ・一人暮らしの方で、毎日誰かと話をする機会がある方が半数を超えている。
H23 45.8% → H28 53.7%
- ・一人暮らしの方に対する、定期的な声かけは、「親戚」よりも「近所の人」が多い。
近所の人 46.5% > 親戚 34.5%

- 山林の管理を誰も行っていないとする世帯が約半数(42.1%)を占めており、山林を始め、空き家、空き地など地域資産の適正管理と有効活用の必要性が高まっています。